

<h1>静岡市報</h1>	No. 40
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市歴史博物館条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

告 示

- 子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定による保育費用のうち市長が定める額の収納事務の委託に関する告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

# 規則

静岡市規則第61号

静岡市歴史博物館条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和4年7月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市歴史博物館条例の施行期日を定める規則

静岡市歴史博物館条例（令和3年静岡市条例第60号）の施行期日は、令和4年7月23日とする。

告 示

静岡市告示第578号

子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定による保育費用のうち市長が定める額の収納の事務の委託を定めた告示（平成28年静岡市告示第228号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

あい保育園国吉田の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務	株式会社アイグラン代表取締役
沓谷おひさまの森保育園の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務	株式会社女性イキイキカンパニー代表取締役

を

」

「

あい保育園国吉田の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務	株式会社アイグラン代表取締役
-------------------------------	----------------

に、

」

「

Montessoriちゃいんどほうす中吉田の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務	地球の子ども株式会社代表取締役
八幡おひさまの森保育園の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務	株式会社女性イキイキカンパニー代表取締役

を

」

「

Montessoriちゃいんどほうす中吉田の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務	地球の子ども株式会社代表取締役
--	-----------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。